（略）	（略）
第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第五十五条の二第一項から第三項まで（これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第五十五条の二第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第五十五条の二第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）
第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第六十条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第六十条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
（略）	（略）
第七十二条第二項第四号、第五号、第六号ロ、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第七十二条第二項第四号、第六号ロ、第七号から第九号まで及び第四項（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書への記載	第七十四条の規定（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による製品標準書の記載
（略）	（略）
第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第一号ロ、ハ及びホからトまで（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第七十五条第二項第二号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
（略）	（略）